

# 介護老人福祉施設の運営規程

## 特別養護老人ホームふるさと庵運営規程

### 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠泰の郷が運営するユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームふるさと庵（以下「施設」という）において居室及びユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われることの運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針

- 1 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称： 特別養護老人ホーム ふるさと庵
- (2) 所在地： 浜松市中央区豊岡町273-2

### 第2章 従業者の職種及び員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に従事する従業者は、短期入所生活介護事業所の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 職種、員数及び職務内容

- (1) 施設長 1人（常勤）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 従業者

介護職員 30人以上（利用者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上）

入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって、入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。

生活相談員 1人以上

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、入退去に於ける面接手続き事務等と入居者の処遇に関することについて、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

看護職員 3人以上（常勤、必要定員を満たせば機能訓練指導員と兼務可）

入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置を行うため、入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理を行う。

機能訓練指導員 1人以上（常勤、必要定員を満たせば看護職員と兼務可）

入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練と、それに伴う介護職員への指導などを行う。

介護支援専門員 1人以上

入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、入居者の要介護申請や調査に関する事、施設サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関する事、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務とする。

医師 1人（非常勤）

入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置をとるため、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。

管理栄養士 1人以上（常勤）

栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、入居者の状況に応じた給食管理及び栄養改善上必要な指導等を行う。

事務職員 必要数

施設の庶務及び会計事務に従事する。

- 2 前項に定めた他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員をおくことができる。
- 3 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

### 第3章 入居定員・ユニットの数と定員

第5条 指定介護老人福祉施設の入居定員は90名とする。

- (1) ユニット数： 10ユニット
- (2) ユニット毎の入居定員： 1ユニット9名

第6条 災害等やむをえない場合を除き、定員及び居室の定員を超えて入居させない。

### 第4章 指定介護福祉サービスの内容

(サービスの取扱方針)

第7条 指定介護福祉施設サービスの取扱方針は次のとおりとする。

- 1 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(サービス内容、手続の説明及び同意)

第8条 提供するサービス内容、手続の説明及び同意については次のとおりとする。

- 1 施設はサービスの提供の開始に際しては、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概

要、従業者の勤務の体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得るものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

#### (受給資格等の確認)

第9条 受給資格等については次のとおり確認するものとする。

- 1 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

#### (施設サービス計画の作成)

第10条 施設が提供する施設サービス計画は次のとおり作成するものとする。

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する指定介護福祉施設サー

ビスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という）を召集して行う会議をいう）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に説明し、文書により入居者の同意を得て、施設サービス計画を入居者に交付する。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 9 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 定期的に入居者に面接すること。
  - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

#### （介護）

第11条 介護については次のとおりとする。

- 1 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行う。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれ役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 施設は褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第12条 食事については次のとおりとする。

- 1 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者がユニットで食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

第13条 施設は、入居者に対しその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第14条 施設の医師または看護職員は、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じる。

(相談及び援助)

第15条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第16条 社会生活上の便宜提供については次のとおりとする。

- 1 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(入居者の入院期間中の取扱)

第17条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の

希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるように努めるものとする。

## 第5章 利用料その他の費用の額

第18条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は次のとおりとする。

- 1 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときには、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に準じるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。（重要事項説明書に準じる）
  - (1) 食事の提供に要する費用（特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は規定する食費の基準費用額を限度とする）
  - (2) 居住に要する費用（特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は規定する居住費の基準費用額を限度とする）
  - (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 理美容代 実費
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。（重要事項説明書に準じる）
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 介護保険制度の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、費用を変更することがある。その場合にも事前に変更の内容と変更する事由について、入居者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

## 第6章 施設利用にあたっての留意事項

第19条 当施設の利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項に留意する。

### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、危険な物、不潔な物、火気を扱う物は原則として持ち込まない。

【持込み可能な物】 整理ダンス、机、テレビ、ラジオ、薬、着替え、歯ブラシ等

(2) 面会

面会時間 8:30～19:00 ※来訪者は、必ずその都度職員に届け出ること。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をする場合は、事前に申し出る。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用する。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がある。
- 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができる。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行う。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。

(5) 喫煙

- 施設内では喫煙はできない。

## 第7章 非常災害対策

第20条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(虐待の防止)

第21条 虐待の防止については次のとおりとする

- 1 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(秘密保持)

第22条 秘密保持については次のとおりとする。



- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。
- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第23条 施設の衛生管理等については次のとおりとする。

- 1 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(委員会の設置、指針の整備、従業者への研修及び訓練の実施等)

(緊急時等の対応)

第24条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 事故発生時には次のとおり対応するものとする。

- 1 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の各号に定める措置を講じる。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止の為に指針を整備すること
  - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと
  - (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第26条 苦情処理については次のとおりとする。

- 1 施設は、その提供したサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、当該市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第27条 諸記録の整備については次のとおりとする。

- 1 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
  - (1) 施設サービス計画
  - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 市への通知に係る記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 入居者の被保険証への記録

入居時               : 入居年月日、介護保険施設の種類及び名称  
サービス提供時: 提供した具体的なサービスの内容等  
退去時               : 退去年月日

(地域等との連携)

第28条 施設は、その運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を  
行う等の地域との交流に努めるものとする。

(法令との関係)

第29条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに厚生労働省令の法令に定めるところによる。

附則

~~この規程は、平成16年8月10日から施行する。~~

~~この規定は、平成16年9月1日から施行する。~~

~~この規定は、平成17年10月1日から施行する。~~

~~この規定は、平成21年4月1日から施行する。~~

~~この規定は、平成22年7月1日から施行する。~~

~~この規定は、平成25年2月1日から施行する。~~

~~この規定は、平成27年4月1日から施行する。~~

~~この規定は、平成28年8月1日から施行する。~~

~~この規定は、平成30年4月1日から施行する。~~

~~この規定は、令和元年10月1日から施行する。~~

この規定は、令和3年4月1日から施行する。